

令和5年度

奈良県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価（令和4年度対象）

基礎資料

(案)

# I 令和4年度 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議の開催状況 -----	2
(1) 定例教育委員会会議の開催回数	
(2) 審議等の内容	
2 教育委員の活動状況 -----	3

# I 令和4年度教育委員会の活動状況

## 1 教育委員会会議の開催状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び奈良県教育委員会会議規則に基づき、定例会議を開催し、教育行政に関する重要事項等を審議しました。

### (1) 定例教育委員会会議の開催回数

14回（令和2年度22回、令和3年度16回）

### (2) 審議等の内容

#### ・議決事項

審議項目	件数
委員会規則及び規程の制定改廃	16件
委員会の所管に属する学校その他の教育機関並びに市町村立学校（各種学校を含む。）の設置及び廃止	1件
学校の教育課程の対応及び学校教育指導の一般方針の決定	1件
教科書その他の教材の取扱いの一般方針の決定	2件
事務局及び委員会所管の学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他の教育機関の職員の人事の基本方針の決定	1件
事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員の任免、分限、懲戒処分	3件
社会教育委員その他の法令又は条例規則に基づく各種委員の委嘱及び解嘱	5件
事務局及び委員会所管学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他教育機関職員の研修の一般方針の決定	1件
教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価	1件
教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出	13件
高等学校の通学区域の設定又は変更並びに入学者選抜方針の決定	4件
重要な行事の決定及び教育委員会表彰（轻易なものは除く。）	2件
奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定による学校運営協議会の設置	3件
その他（教育長に委任された事務のうち重要な事項等）	3件
計	56件

#### ・報告事項

（4月人事異動の概要、争訟に関する事項、高等学校用教科書の採択等） 12件

#### ・その他報告事項

（各種調査結果、各種行事等実施の概要、報告書・リーフレット等の作成及び配布等）

54件

## 2 教育委員の活動状況

教育委員会会議での議論を深めるため、定例教育委員会の開催にあわせて事前に資料を送付し、様々な教育課題についての各委員の識見を高めました。

また、総合教育会議に出席し、第2期奈良県教育振興大綱の推進等に関する協議や、全国都道府県教育委員会連合会、都道府県・指定都市教育委員研究協議会に参加し、各種教育施策の動向や諸課題等について協議、情報交換等を行いました。

回	月日	内容
1	7月11日	全国都道府県教育委員会連合会第1回総会 行政説明「教師不足の解消に向けた人材確保と教師の資質能力の向上」を受けた後、議案「令和3年度一般会計歳入歳出決算」等の審議、「教師不足の解消に向けた人材確保と教員の資質能力の向上」をテーマとして各都道府県の教育委員と意見交換を行った。
2	11月9日	教育委員会選奨授与式
3	12月21日	奈良県総合教育会議 「第2期奈良県教育振興大綱の推進について」、「教育ジャーナルについて」、「『これからの教育は何を目指すべきか』を考える（知事特別講義）について」を議題として協議を行った。
4	1月20日	都道府県・指定都市教育委員研究協議会 行政説明「初等中等教育施策の動向について」を受けた後、「いじめ・不登校支援について」をテーマとして他自治体の教育委員と意見交換を行った。
5	1月30日	全国都道府県教育委員会連合会第2回総会 議案「令和5年度連合会事業計画」等の審議、行政説明「いじめや不登校の現状と対応」を受けた後、「いじめや不登校の現状と対応」をテーマとして各都道府県の教育委員と意見交換を行った。
6	2月1日	近畿2府4県教育委員協議会 「子どもたちにとっての望ましい高等学校入学者選抜の在り方について」、「管理職（教頭）試験受験者の確保について」、「教員採用試験の受験者数確保について」の情報交換、議案の審議を行った。

## II 施策の点検・評価

1 第2期奈良県教育振興大綱 -----	5
2 施策の体系 -----	6
3 施策評価シート -----	6

### Ⅲ 施策の点検・評価

#### 1 第2期奈良県教育振興大綱

令和3年3月に「第2期奈良県教育振興大綱」が策定されました。本大綱では、令和3年度から令和6年度までの4年間の本県教育の振興に関する総合的な方針として、子どもたち一人一人の「学ぶ力」と「生きる力」をはぐくむ「本人のための教育」を行うことを、本県教育が目指す方向性として示しています。

県教育委員会では、「奈良の学び」を実現するため、大綱で示された施策の方針に基づいて、テーマごとに県教育委員会が所管する各分野における20の主要施策を定め、「奈良の学び推進プラン」を策定しました。これは、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）にあたります。

##### ● 第2期奈良県教育振興大綱の概要

###### 奈良県教育が目指す方向性

###### 本人のための教育

一人ひとりの「学ぶ力」「生きる力」をはぐくむ本人のための教育を行います。

###### 「学ぶ力」をはぐくむ

学びの楽しさを知る

学び続ける習慣・  
ものごとの整理整頓をつける

ものの見方・理解の仕方を学ぶ

###### 「生きる力」をはぐくむ

成長段階に応じて「生きる力」をはぐくむ

人との良い関係をつくる力をはぐくむ

リーダーシップ・  
地域に貢献する力をはぐくむ

###### 「学ぶ力」「生きる力」をはぐくむための5つのテーマ

1

こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

2

学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

3

働く意欲と働く力をはぐくむ

4

地域と協働して活躍する人を育てる

5

地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

###### 奈良の学び推進プラン

学ぶ意欲を喚起する

学びを継続する態度を身に付ける

学びを社会に生かす

郷土奈良の歴史・文化・自然

## 2 施策の体系

「奈良の学び推進プラン」の実現目標達成に向け、県教育委員会では、年度毎の取組内容と目標・目標値を掲げた「令和4年度『奈良の学び』アクションプラン～奈良の学び推進プランを実現するために～」を策定し、施策の点検・評価を行う際の規準として事業の進行管理に資することとしています。そのため、第2期奈良県教育振興大綱で示された「教育施策の基本方針」に基づいて、テーマ毎に教育委員会が所管する「主要施策」を評価単位として、点検・評価を実施しています。

### 【施策の体系】

教育施策の基本方針	主要施策（評価単位）
1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ	(1) 就学前教育の充実 (2) 健康教育の充実 (3) 食育の推進 (4) 体力の向上と運動習慣の定着
2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ	(1) 主体的・対話的で深い学びの実現 (2) 教職員の資質向上 (3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり (4) I C T を活用した教育の推進 (5) 学校における働き方改革 (6) 安全安心な教育環境の整備
3 働く意欲と働く力をはぐくむ	(1) キャリア教育・職業教育の推進 (2) 社会に役立つ実学教育の推進
4 地域と協働して活躍する人を育てる	(1) 地域との連携・協働推進 (2) 地域社会に貢献する人材の育成 (3) グローバル人材の育成 (4) 社会教育の推進
5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる	(1) 学校教育における人権教育の推進 (2) いじめ・不登校等への対策 (3) 特別支援教育の推進 (4) 多文化共生教育の推進

## 3 施策評価シート

「20の主要施策」を評価単位として、各施策の状況をそれぞれまとめています。施策評価シートの項目は、

- ・**実現目標**では、取組内容として「奈良の学び推進プラン」の実現目標と経年変化を掲載しています。
- ・**現状と課題**では、「実現目標」についての令和4年度の現状と課題を記載しています。
- ・**令和4年度の取組**では、令和4年度の取組内容と目標・目標値、そして令和4年度の現状値や結果を掲載しています。
- ・**成果と今後の展開**では、令和4年度の成果と課題を踏まえた上で、1年間の評価と今後の展開について記載しています。

# 施策の点検・評価（令和4年度対象）

1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ	
(1) 就学前教育の充実	8
(2) 健康教育の充実	9
(3) 食育の推進	10
(4) 体力の向上と運動習慣の定着	11-12
2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ	
(1) 主体的・対話的で深い学びの実現	13-14
(2) 教職員の資質向上	15-16
(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり	17
(4) I C Tを活用した教育の推進	18-19
(5) 学校における働き方改革	20-21
(6) 安全安心な教育環境の整備	22-23
3 働く意欲と働く力をはぐくむ	
(1) キャリア教育・職業教育の推進	24
(2) 社会に役立つ実学教育の推進	25
4 地域と協働して活躍する人を育てる	
(1) 地域との連携・協働推進	26
(2) 地域社会に貢献する人材の育成	27
(3) グローバル人材の育成	28-29
(4) 社会教育の推進	30
5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる	
(1) 学校教育における人権教育の推進	31-32
(2) いじめ・不登校等への対策	33-34
(3) 特別支援教育の推進	35-36
(4) 多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応）	37

## 1

## こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

## (1) 就学前教育の充実

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	
	①	就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及	活用率の増加	
	②	就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインの策定と活用	令和3年度中に策定 活用者数の増加	
	③	各園所と小学校が連携協働した円滑な接続の取組	研修実施市町村数の増加	
	④	家庭教育支援チームの構築支援	登録数の増加	
現状と課題	経過	No.	現状(策定期・R2)	現状(R3)
	①	45.8%	52.3%	55.1%
	②	骨子作成	ガイドラインの完成	研修参加者数158名
	③	8市町村	10市町村	31市町村
	④	8市町 12チーム	11市町村 15チーム	12市町村 17チーム
令和4年度 の取組 No.は実現 目標のNo. と対応	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値
	①	就学前教育アドバイザーによるサポート講座等を実施し、就学前教育プログラムの普及を図る。	就学前教育プログラムの活用率の増加65%	55.1%
	②	就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインを活用した研修を実施する。	研修参加者数200名以上	研修参加者数158名
	③	市町村等で行う幼小接続をテーマとした「はぐくみ講座」及び幼小接続研修会を実施する。	研修実施市町村数の増加 15市町村	31市町村
	④	市町村における家庭教育支援チームの構築を支援する。	登録数の増加 13市町村 17チーム	12市町村 17チーム
成果と今後 の展開	県内の就学前教育に関わる全ての関係者が共通の意識をもって子どもの心と身体を育むことができるよう、就学前教育プログラム「はばたくなら」の普及・活用を図るために、就学前教育アドバイザーによる講座等を実施しており、県内の半数以上の国公私立園所において活用されている。今後も引き続き、講座や各種研修会で実践事例集とあわせて説明を行い普及・活用が図られるよう取り組んでいく。			
	<p>就学前教育に関わる人材育成の研修を実施し、158名の参加があった。今後は、育成ガイドラインを活用した研修の充実を図り、普及・活用が進むよう取り組んでいく。</p> <p>就学前と学齢期の学びを円滑に接続するため、奈良県幼保小接続ガイドラインを作成した。今後は研修会等でガイドラインの周知を図り、幼保小接続が一層進むよう取組を進めていく。</p> <p>県内の家庭教育支援チームは新たに2チーム増加し、登録数が17チームになった。今後も引き続き、家庭教育支援チームへのサポートを行うとともに、更なる登録数の増加を目標に、家庭教育支援の充実に取り組んでいく。</p>			

## 1

## こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

## (2) 健康教育の充実

	取組内容		目標・目標値							
	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R4)	目標(R5)					
① 適切なアレルギー対応の周知			校内研修の開催率の増加							
② 子どもの健康課題を踏まえた学校保健活動の充実			学校保健委員会の開催率の増加							
<b>経過</b>										
実現目標	No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)					
① 令和3年度から実施			62.3%	69.2%	-					
② 小学校 55.0% 中学校 56.7% 高等学校 90.2% 特別支援学校 100%			小学校 49.5% 中学校 51.5% 高等学校 97.3% 特別支援学校 100%	小学校 65.9% 中学校 60.0% 高等学校 100% 特別支援学校 100%	-					
現状と課題	健康教育に係る現状として、学校における食物アレルギー事故の発生件数は減少傾向にある一方、事故の内容の中には深刻な事例も見られる。また、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化を背景として、肥満・瘦身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題等、様々な健康問題が生じている。									
	令和4年度中に、適切なアレルギー対応の周知を図るために校内研修を 69.2% の学校が実施している。令和3年度の値と比較して 6.9% の増加という結果であったが、今後も、全校体制でアレルギー対応ができるよう、各学校で校内研修を開催するよう呼びかけていくことが必要である。									
令和4年度の取組  No.は実現目標のNo.と対応	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値						
	①	医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関と積極的に連携することにより、研修内容を充実させ、教職員の資質や指導力向上を図る。	県教育委員会主催の研修会の開催4回以上 年間参加者 600人以上	県教育委員会主催の研修会の開催7回 年間参加者 807人						
成果と今後の展開	全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、校内組織が十分に機能する学校保健活動の取組を推進する。									
	学校保健委員会の開催率 小学校 70% 中学校 70% 高等学校 100% 特別支援学校 100%									
新型コロナウイルス感染症の影響による集合型での研修会の開催が徐々に緩和される中、オンラインなどを活用し、関係機関の専門家と連携しながら共催での開催を含む研修会を7回開催することができた。引き続き、適切なアレルギー対応等の内容を充実させた研修を開催し、教職員の資質や指導力の向上を図る。										
学校保健委員会の開催については、学校三師を含む関係者とともに児童生徒等の健康安全について考える機会となる学校保健委員会の開催率が増加した。引き続き、小・中学校における開催率を増やし、全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、学校が組織として対応できる体制づくりを進めていく。										

## 1

## こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

## (3) 食育の推進

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値			
	①	学校教育を生かした食育の推進	食育推進委員会開催率の増加			
	②	地場産物の積極的な活用	学校給食における活用率の増加			
<b>経過</b>						
	No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)		
	①	小学校 80.4% 中学校 66.3% 高等学校 85.4% 特別支援学校 90.0%	小学校 72.4% 中学校 72.0% 高等学校 75.6% 特別支援学校 100%	小学校 75.1% 中学校 71.6% 高等学校 86.8% 特別支援学校 100%	—	—
現状と課題	②	26.5%	28.5%	29.5%	—	—
	<p>各学校では、学校教育を生かした食育の推進を図るため、食育推進委員会を開催しているが、その開催率は、小学校で2.7ポイント、高等学校で11.2ポイント増加した。地場産物の積極的な活用については、令和3年度から1ポイント増加し、平成28年度の調査開始以降最高値となった。</p> <p>子どもの食を取り巻く環境の変化に対応するために、各学校において「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校の教育活動全体を通して組織的に食に関する指導を行うことができるよう食育推進委員会の開催率の増加が課題といえる。</p>					
令和4年度 の取組 No.は実現 目標のNo. と対応	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値		
	①	学校給食を生きた教材として捉え、日々の給食指導や関連する教科及び総合的な学習の時間等を活用し、学校全体での組織的な取組を推進する。	食育の日の取組率の向上(年度比)  小 57.0%→67.0% 中 61.0%→67.0% 高 10.0%→18.0% 特 40.0%→70.0% (R3) (R4)			
成果と今後 の展開	②	地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むために、教科の学習や学校給食等において地場産物の活用を図る。	学校給食における地場産物活用率の増加 (前年度比)  28.5%→29.5% (R3) (R4)			
	<p>食育推進委員会の開催率及び「食育の日」の取組率については全校種で増加させることができた。学校全体で組織的に食育を推進するためには、食に関する指導の全体計画に基づき取り組むとともに、食育推進委員会等において、成果や課題を整理し、教職員の共通理解を図ることが重要である。引き続き、管理職及び栄養教諭等を対象とした研修会において食育推進委員会の開催の必要性を周知し開催率の向上を図る。</p> <p>また、組織的・継続的な取組の一つとなる「食育の日」を活用した「食に関する指導」の充実について啓発に努める。</p> <p>学校給食における地場産物の活用については、学校給食従事者の努力により毎年活用率が上昇している。関係課と連携し地場産物を活用したレシピ開発に取り組む等、更なる活用促進のため、今後も、学校給食を「生きた教材」として活用した食に関する指導の大切さを周知する。</p>					

## 1

## こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

## (4) 体力の向上と運動習慣の定着

実現目標	No.	取組内容		目標・目標値		
	①	児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の向上		全国調査全国平均レベルの維持		
	②	運動習慣向上のための取組の推進		「外遊び、みんなでチャレンジ！」記録登録者数の増加		
	③	体力向上に係る校種間（小・中・高等学校）連携の推進		学校間連携に係る打合せ実施率の増加		
経過						
実現目標	No.	現状（策定時・R 2）	現状（R 3）	現状（R 4）	現状（R 5）	現状（R 6）
	①	小・中学生の男女ともに平成27年度からほぼ全国平均レベル	中学生は全国平均以上、小学生は全国平均以下であるが、ほぼ全国平均レベル	小学生男子、中学生は全国平均以上、小学生女子は全国平均以下であるが、ほぼ全国平均レベル	—	—
	②	5,480件	6,666件	3,469件	—	—
	③	—	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回	—	—
現状と課題	<p>小学生に対する運動習慣向上への取組や中学生の運動部活動の活性化を図ることにより、令和4年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小学生男子、中学生男女は全国平均以上、小学生女子は全国平均以下であるが、ほぼ全国平均レベルであった。</p> <p>また、運動習慣向上のための取組の推進に向けた「外遊び、みんなでチャレンジ！」は、義務教育学校への改編や3年ぶりにプール指導が再開されたことなどが影響し、春・秋の登録者数が減少し、令和3年度から約3,000件減少した。</p> <p>体力向上に係る校種間連携を推進するため、各学校に対して啓発文書による通知を3回、諸会議において3回啓発を行った。</p> <p>小・中学生の体力は、全国平均レベルとなったが、新型コロナウイルス感染症やスクリーンタイムの増加の影響もあり、児童生徒の運動不足や生活習慣の見直しが喫緊の課題となっている。</p>					
令和4年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.	取組内容	R 4目標・目標値	R 4現状値		
①	①	小学校の教員を対象とした、体力向上の取組や体育指導の充実と発展を図ることを目的とする研修会（ステップアップミーティング）を開催する。	年間3回	年間3回		
	②	小学生を対象に、なわとびやボール運動等の記録達成（登録）に挑戦する「外遊び、みんなでチャレンジ！」を実施し、各種目の上位者を表彰する。	記録登録数 7,000件 記録登録校数增加	記録登録数 3,469件		
	③	体力向上に係る校種間（小・中・高等学校）連携のための研修会を実施する。	年間3回	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回		

成果と今後 の展開	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による集合型での研修会の開催が徐々に緩和される中、感染対策を徹底し、ステップアップミーティングを開催することができた。今後も学校現場のニーズに合った研修会の開催に努める。</p> <p>「外遊び、みんなでチャレンジ！」については、義務教育学校への改編や3年ぶりにプール指導が再開されたことなどが影響し、春・秋の登録者数が減少し、令和3年度から約3,000件減少した。</p> <p>今後も体力向上に向けた取組を継続するとともに、小・中・高等学校間の連携を推進することが求められる。体力向上に係る系統立てた取組を継続させるために校種間の連携が重要であることを周知し、引き続き啓発に努める。</p>
--------------	---

## 2

## 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

## (1) 主体的・対話的で深い学びの実現

実現目標	取組内容		目標・目標値		
	No.	取組内容			
	①	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	定性的目標		
	②	基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に向けた指導の充実	全国学力・学習状況調査 国語、算数・数学の平均 全国平均以上		
	③	学習意欲の向上に関する取組の推進	県独自調査学習意欲に関する設問に対する肯定的回答率の向上		
経過					
実現目標	No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)
	①	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催	-
	②	小63.0% (全国65.2%) 中65.5% (全国66.3%) (R1)	小65.0% (全国67.5%) 中58.0% (全国60.9%)	小62.5% (全国64.4%) 中59.0% (全国60.2%)	-
	③	-	県独自調査項目の開発完了	肯定的回答の割合 小74.9% 中64.3% 高62.0% 特78.7%	-
	④	小22.6% (全国18.7%) 中43.5% (全国34.8%)	小27.1% (全国24.0%) 中47.3% (全国37.4%)	小29.9% (全国26.3%) 中47.3% (全国39.0%)	-
現状と課題	各教科等における主体的・対話的で深い学びについては、教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会をそれぞれ1回ずつ開催した。しかし、全国学力・学習状況調査の調査結果では、各教科の平均正答率は、令和3年度に引き続き令和4年度においても、小・中学校とともに全国平均より下回っている。各学校において、引き続き主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでいく必要がある。				
	県独自調査において、学習意欲に関する「勉強していく新しいことを知ることは楽しい」「わからぬ問題も、すぐあきらめず、いろいろ考えようとする」「自分で目標や計画を立てて勉強している」の3つの質問項目を設定し、調査を実施した。				
読書活動に関しては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査の調査結果によると、学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合は、小学校では、令和3年度と比べ2.8ポイント高く、中学校では、令和3年度と同じになっており、読書活動の推進に関わる取組が必要である。					

No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値
令和4年度の取組  No.は実現目標のNo.と対応	① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に係る実践事例を紹介・提案し、指導力の向上を図る。	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会の開催	2回開催
	② 教育セミナーの実施 奈良県教育の課題解決を目的に、県立教育研究所員、研究協力校等が行った実践的研究の成果を発表するとともに、外部講師による基調講演において教育に関する最新の情報を提供する。	参加者の満足度 90%以上	第1部 講演 98.2% 研究発表 98.1% 第2部 99.4%
	③ 学習意欲に関する県独自調査を実施する。	県独自調査項目の開発、調査実施	肯定的回答の割合 小 74.9% 中 64.3% 高 62.0% 特 78.7%
	④ 学校図書館の振興に向けた調査研究事業を実施する。	読書が好きと回答する児童生徒の割合の増加全国平均以上  学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合（月～金）全国平均以下	小 29.9% (全国 26.3%) 中 47.3% (全国 39.0%)  —
成果と今後の展開	<p>各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組めるよう、教育課程研究集会や全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会等で、実践事例を紹介・提案し、教員の指導力の向上を図っていく。</p> <p>令和4年度の教育セミナーは、1人1台端末、電子黒板を活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、県内教育関係者等の理解を深める機会として開催した。第1部を7月22日（金）に集合型とライブ配信を組み合わせたハイブリッド型で開催し、全体講演のほか、令和3年度奈良県教育委員会指定研究員による研究発表を行った。国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授 豊福晋平氏による講演に対する参加者の満足度は、98.2%、指定研究員による研究報告への満足度は、98.1%であった。第2部として8月22日（月）までオンデマンド型で配信したICTを活用した授業実践動画、電子黒板活用紹介動画への満足度は99.4%であり、令和3年度と同様肯定的な回答を得た。今後も、教職員が直面している課題の解決に役立つ情報を提供し、教職員にとって研修を進めやすい時期や参加方法を検討していく。</p> <p>令和3年度までに学習意欲を測る質問項目を開発し、令和4年度に調査を実施した。令和5年度以降は、前年度結果との比較分析をもとに、児童生徒の学習意欲の向上に関する取組を推進したい。読書活動に関しては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、読書が好きと回答する児童生徒の割合が全国平均以上、学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合が全国平均以下になることを目指す。そのために、読書活動推進事業を実施し、実践研究地域の取組を県内に普及することにより、県内の読書活動を充実させていく。</p>		

## 2

## 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

## (2) 教職員の資質向上

実現目標	取組内容		目標・目標値		
	① 専門性や個性の伸長を図るための研修体系の整備			定性的目標	
	② 研修講座の内容の充実			研修講座が活用できると回答した割合 90%以上の維持	
	③ I C Tを活用した研修講座の実施			実施回数の増加	
	経過				
	No.	現状(策定期・R 2)	現状(R 3)	現状(R 4)	現状(R 5)
	①	奈良県教員等育成協議会 令和3年2月開催	奈良県教員等育成協議会 令和4年2月開催	奈良県教員等育成協議会 令和5年2月開催	-
	②	98.2%	97.9%	98.0%	-
	③	緊急対応の実施のみ	I C Tを活用した遠隔の研修を56講座実施	全講座において講座連絡や振り返り等に、クラウドサービスを活用	-
	現状と課題				
現状と課題	教育委員会や関係大学等で構成し、教員等の資質能力向上に関わる指標や研修の内容について協議する、奈良県教員等育成協議会を、令和4年度も2月に実施した。				
	教育公務員特例法等の改正を受け、社会的変化、学びの環境の変化に対応し、令和の日本型学校教育を実現するための「新たな教師の学びの姿」が示され、研修観を転換する等新たな研修が求められている。これまで教育研究所では、平成29年度に策定した教員等育成指標をもとに研修体系を整備し、研修内容の充実を図ってきたが、教員が主体的に学び続けること、一人一人の教員の個性に即した個別最適な学びの提供、校内研修等の教員同士の学び合いなどを通じた協働的な学びの機会確保が重要となるため、より一層の研修体系の整備に向け、教員等育成指標の改定、指標に基づいた研修体系の見直し等、今後も継続した取組が必要である。				
令和4年度の取組	No.	取組内容		R 4目標・目標値	R 4現状値
	①	指標等の検討委員会を経て、「奈良県教員等育成協議会」を開催し、教員等育成指標に関する協議並びに当該指標を踏まえた研修の充実等、教員等の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行う。		奈良県教員等育成協議会の開催	奈良県教員等育成協議会を令和5年2月開催し、「奈良県校長の資質向上に関する指標」等の見直し及び研修体系の協議
	①	県立教育研究所と奈良教育大学が連携し、初任者研修を修了した小学校若手教員を対象にした、「小学校若手教員育成研修」の充実を図る。		主体的な学びや対話的な学びを取り入れた授業をしていると答えた受講者の割合 80%以上	81.8%
	②	研修内容に応じて効果的に遠隔研修を取り入れる等、県立教育研究所の研修講座の充実を図る。		受講目的を達成できたと答えた受講者の割合 90%以上	97.5%
	③	教職員の働き方改革の推進及び継続的な「三密」回避の必要性から、研修講座におけるリモートやオンデマンド等クラウドサービスの積極的な活用を進める。		遠隔やオンデマンドによる研修実施回数30回以上(「先生応援プログラム」を除く)	遠隔やオンデマンドを取り入れた研修講座数 57 講座(コロナ対応を除く)
No.は実現目標のNo.と対応	①				

成果と今後の展開	<p>令和3年度の育成協議会での協議を踏まえ、教職員の働き方改革の推進及び継続的な「三密」回避の必要性から多くの教職員が研修を受講できるよう遠隔研修を積極的に取り入れたり、キャリアステージを意識した研修講座を新たに開設したりと、研修講座の充実を図ったことで、令和4年度に実施した研修講座受講者の講座に対する目的達成度は十分満足できる状況であった。</p> <p>また、採用2年目の小学校教員対象の研修講座においては、奈良教育大学と連携し研究授業を通じて研修を深め、若手教員の資質向上を図った。主体的な学びや対話的な学びを取り入れた授業については、受講者アンケートの結果からも目標値は達成していることがうかがえる。しかし、研修を深める中で改めて授業づくりの難しさを感じているところもあるため、来年度の若手育成研修においても丁寧に研修を進めていく必要がある。</p> <p>「個別最適な学び」や「協働的な学び」といった新たな教師の学びの姿が求められていることから、時代に必要とされる教員等の資質の向上に向け、指標検討委員会において各育成指標を整理し直し、整理した指標に基づいて研修体系の見直しを行うとともに、受講者アンケート等から教職員のニーズを捉え、研修講座の更なる充実を図っていく。</p>
----------	---

## 2

## 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

## (3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり

実現目標 No.は実現目標のNo.と対応	取組内容		目標・目標値		
	No.	取組内容			
	経過	現状(R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)
①	県立高等学校における中期計画の策定		全校で策定		
②	学科・コースの特色化			学科・コースの更なる特色化や定時制・通信制課程の充実により、多様な学びの選択肢を提示する。	
現状と課題	<p>学校教育法施行規則の一部改正により、各高等学校において三つの方針の策定・公表が規定されたのを受け、教育委員会規則に三つの方針を含む中期計画の策定等について規定した。各校において、令和4年6月末を目途に同計画を策定し、その進捗を管理することにより「魅力と活力ある高校づくり」を一層推進していく。</p> <p>また、本県では、平成30年10月に策定された「県立高等学校適正化実施計画」に基づき、魅力と活力あるこれからの高校づくりを推進している。令和4年度には、国際中学校の開校準備や宇陀高校専攻科ラヒホイタヤ科の開設準備を行ったほか、これまでに新設した学校の教育課程の充実に取り組んでいく。</p>				
令和4年度 の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値	
①	学校教育目標の自己評価及び学校関係者評価の実施	各校における令和4年度末の目標値の達成率50%以上	令和5年4月に調査実施予定		
②	県立高等学校適正化実施計画の推進 県立高等学校における特別支援教育を充実させる。	令和5年度に開校する学校及び学科等における教育内容の充実	令和5年度に開校する学校及び学科等において教育課程等の検討・充実		
成果と今後の展開	<p>魅力と活力ある高校づくりを全校で推進するため、各高等学校のミッションの再定義及び三つの教育方針を含めた中期計画の策定を行った。今後は、これらをもとにした進捗管理を行い、改善策を講じていく。</p> <p>また、「県立高等学校適正化実施計画」に従い、学校、学科等の新設等を進めた。今後も、学校・学科・コースの教育内容の特色化や多様化を推進するとともに教育環境の充実を図る。</p>				

## 2

## 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

## (4) I C Tを活用した教育の推進

実現目標	取組内容					目標・目標値	
	① 教職員の情報活用指導力の向上 ※1					回答率85%	
	② 統合型校務支援システムの導入					導入率100%	
	③ 学習用 I C T環境の充実(大型提示装置) ※2					整備率100%	
	経過						
	No.	現状(策定期・R 2)	現状(R 3)	現状(R 4)	現状(R 5)	現状(R 6)	
	①	61.0%	73.3%	75.6%	—	—	
	②	57.1%(校) 40.0%(市町村)	70.4%(校) 51.3%(市町村)	89.4%(校) 75.0%(市町村)	—	—	
	③	60.3%	65.5%	72.4%	—	—	
※1 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の、都道府県別「教員の I C T活用指導力」の状況において「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合 ※2 ※1の文部科学省調査の、都道府県別「コンピュータの設置状況」における「普通教室の大型提示装置整備率」							
現状と課題 県が市町村と協力して、1人1台端末の活用に関するアカウント管理、ヘルプデスク、ソフトウェア開発等を行う「G I G Aスクール運営支援センター」を設置した。これにより大きく教職員の I C T利用環境は改善された。しかし、センター事業に参加していない自治体もあるので、全市町村が参加して運用できることを目指す。 教員の「授業に I C Tを活用して指導する能力」は昨年に引き続き全国平均を上回っている。統合型校務支援システムの導入については、県立高校入試の調査書を電子化することが発表された影響もあり一気に導入が進んだ。大型提示装置に関しては、県立高等学校等への電子黒板の導入を1学年分行った。今後も年次進行で全ての学年に電子黒板を導入していく予定である。							
令和4年度 の取組  No.は実現 目標のNo. と対応	No.	取組内容		R 4目標・目標値	R 4現状値		
	①	教育における I C T活用に関する研修の充実と受講を促進する。		回答率(※1)80%	75.6%		
	②	統合型校務支援システムの県内各市町村への導入を支援する。		導入率 85%(校) 70%(市町村)	89.4%(校) 75.0%(市町村)		
	③	学習用 I C T環境の整備について、市町村へ望ましい環境を提示することにより、大型提示装置導入促進の啓発を行うとともに、県立学校の大型提示装置の導入を進める。		整備率(※2)72%	72.4%		

成果と今後の展開	<p>県域での情報機器等の整備やこれまでの研修の成果により、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「教員のＩＣＴ活用指導力」の肯定的回答状況は、全国平均並みに向上している。今後も研修内容の見直しのほか、ＩＣＴ活用能力の向上に資する研修として、要請があった学校を訪問して実習を行ったり、市町村教育委員会の指導主事等に対するオンライン研修を行ったりするなど、教職員の情報活用指導力向上に努めていく。</p> <p>統合型校務支援システムの県内各市町村への導入は、目標値に達することができた。導入率は向上してきており、今後も未導入の市町村教育委員会に対して支援を行っていく。また、令和5年には奈良県域統合型校務支援システムを用いて、県立高等学校への入学者選抜の手続きの多くを行えるようにし、入試事務においての利便性を向上させる予定である。あわせて、新たにシステムを導入する市町村教育委員会や学校に対して、受託業者とも協力し、オンライン研修会を年3回程度行うことで、スムーズな運用を図る。</p> <p>児童生徒1人1台端末を用いた授業を行う教室には、大型提示装置の導入が望ましいが、県立学校のみならず多くの市町村立学校において、大型提示装置が未整備の教室が多数存在する。早期に特別教室等を含めた全教室での導入がなされるよう、市町村教育委員会に啓発していくとともに、県立学校においては、令和4年度に1学年分行った電子黒板の導入を、今後も全学年分の導入を目指し進めていく。</p>
----------	--

## 2

## 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

## (5) 学校における働き方改革

実現目標	取組内容		目標・目標値			
	① ICカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握		公立小・中学校等の割合 100%			
	② 学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定		実施率 100%			
	③ 休日の中学校部活動の地域への移行の推進		実施市町村数の増加			
経過						
現状と課題	No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
	①	県内市町村の割合 69.2%	県内市町村の割合 87.2%	県内市町村の割合 89.7%	—	—
	②	—	実施率 85.0%	実施率 90.6%	—	—
	③	—	2市村	3市村 (+1)	—	—
令和4年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	学校における働き方改革に関して「勤務時間管理の徹底」という取組の観点から、環境整備等が未実施の市町村教育委員会に対する要請の結果、ICカードやタイムカード等を利用した客観的な方法により勤務時間を把握している県内市町村の割合は令和3年度から2.5ポイント上昇した。学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定は90.6%の学校で取り組むことができた。休日の中学校部活動については3市村でモデル校を設置し、令和5年度からの段階的移行に向けた課題の整理を行っている。 働き方改革に関して環境整備等は必須であるが未実施の市町村があることから、県内全ての市町村において実施されるよう取組を進めていく必要がある。また、休日の中学校部活動の地域への移行をより一層推進するための取組を進めていく必要がある。					
	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値		
	①	ICカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握を行う。	公立小・中学校等の割合 100%	県内市町村の割合 89.7%		
	②	学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場を設定する。	実施率 100%	実施率 90.6%		
No.は実現目標のNo.と対応	②	文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた上限方針の教育委員会規則等を整備する。	整備済の市町村の割合 全国平均以上	県内市町村の割合 51.3% (全国平均 75.4%)		
	③	地域人材の確保やマッチングする仕組みの構築、費用負担の在り方の整理など、有用性や課題、改善点の検証を実施する。	公立中学校にモデル校を設置	5中学校で実施		

成果と今後の展開	<p>ICカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握や文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた上限方針の教育委員会規則等の整備などが未実施の市町村に対して早期かつ確実に対応いただくよう要請する。</p> <p>令和4年11月に実施した学校における働き方に関するアンケート調査結果を踏まえ、より実効性のある取組を実施するために令和5年3月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」を、市町村教育委員会や各学校と連携しながら着実に実行し、働き方改革を推進していく。</p> <p>休日の中学校部活動については、地域への段階的な移行の推進のため、令和3年度から1市村1中学校1部活動を増やし、3市村5中学校6部活動においてモデル校を設置し、諸課題の抽出に取り組んだ。令和4年度末に明らかとなった諸課題を各市町村に報告し、制度促進の啓発に努めた。今後は、引き続き課題の検証に取り組むとともに、連絡協議会を設置し、課題解決に向けた取組を推進する。</p>
----------	--

## 2

## 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

## (6) 安全安心な教育環境の整備

実現目標	取組内容		目標・目標値		
	No.	取組内容	目標・目標値		
	①	通学通園路等の安全確保の取組の実施(交通安全・防犯・防災)	実施率の増加		
	②	県立学校施設の耐震化	耐震化率 100%		
	③	県立学校施設の長寿命化対策の推進	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」に基づく施設整備 (計画対象施設：401棟)		
	④	実践的な避難訓練を通じた防災教育の充実	ナラ・シェイクアウト参加校数の増加		
	経過				
	No.	現状(策定期・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)
実現目標	①	99.0% (R1)	100%	100%	-
	②	98.6% (R2,4,1)	98.9% (R3,4,1)	100% (R4,4,1)	-
	③	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」策定 (R3,2)	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」の実施検討	長寿命化整備を実施予定の棟に係る老朽・不具合箇所等調査(6校6棟)	-
	④	76,607人 (R1)	小・中 68校 高・大 12校 その他8校 計 88校	小・中 93校 高・大 14校 その他8校 計 115校(+27校)	-
現状と課題	県立学校の耐震化率は、令和4年4月1日時点で100%となり、既存校舎の解体工事等を含む耐震化工事についても、令和4年7月に全て完了した。				
	学校施設については、建築後40年を経過した施設多く、老朽化が進んでいることから、その老朽化対策や機能向上が、今後の課題として挙げられる。				
	ナラ・シェイクアウトへの参加校数については、新型コロナウイルス感染症の影響で学校行事等が削減される中、前年度から27校の増加となったものの、より実践的な訓練となるよう、消火活動や避難訓練等と組み合わせた訓練(シェイクアウト・プラス1)を計画するなど、危機管理能力の向上を図るため、引き続き、地震防災の日における安全教育の推進に努める。				

令和4年度 の取組  No.は実現 目標のNo. と対応	No.	取組内容	R 4目標・目標値	R 4現状値
	①	学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく、組織的な安全管理体制の確立と、子どもたちが自ら危険を回避できる態度や能力を育成するための安全教育を充実させる。	学校安全計画策定率 100% 危機管理マニュアル 作成率 100%維持	学校安全計画策定率 100% 危機管理マニュアル 作成率 100%
	②	県立高等学校施設の耐震化に伴う校舎の除却：1校1棟 耐震化の完了までの間、応急的な対応を実施する。 仮設校舎の設置：1校1棟	耐震化率 100% (県立高等学校分) (R 5, 4, 1)	耐震化率 100% (県立高等学校分) (R 4, 4, 1)
	③	長寿命化整備の実施内容を検討するための老朽・不具合箇所等の調査を行う。 トイレ洋式化、特別教室への空調設置を推進する。	老朽・不具合箇所等 調査6校6棟 トイレ洋式化特別支 援学校8校	老朽・不具合箇所等 調査6校6棟 トイレ洋式化特別支 援学校7校79基
	④	実践的な避難訓練等の実施を通して、児童生徒に危険予測、危機管理能力を身に付けさせるための防災教育の推進を図る。	奈良県一斉地震行動 訓練(ナラ・シェイク アウト)参加児童生徒 数の増加 70,000人以 上	45,439人 (R 4)
成果と今後 の展開	<p>県立学校の耐震化については、令和4年度で完了したことから、今後は学校施設の老朽化対策のための長寿命化整備や機能向上整備に取り組む。長寿命化整備については、令和4年度に老朽・不具合調査を行った6校6棟について、基本・実施設計に向けた検討を進めていく。</p> <p>機能向上整備は、トイレの洋式化について、令和4年度は特別支援学校を優先して実施した。令和5年度以降は順次、県立高校についても整備を進めていく予定である。また、稼働率の高い特別教室や、福祉避難所に指定されている屋内運動場への空調設置についても、順次進めていく予定。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、学校行事が削減された影響もあり、ナラ・シェイクアウトへの参加児童・生徒数については目標を下回った。今後は、単に訓練への参加を呼びかけるだけにとどまらず、奈良県地震防災週間に県内全域で訓練を実施することの意義を伝え、より実践的な訓練となるよう訓練想定の見直し等について周知に努める。</p>			

## 3

## 働く意欲と働く力をはぐくむ

## (1) キャリア教育・職業教育の推進

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値																			
	①	職場体験活動やインターンシップ等の拡充	インターンシップ参加生徒の割合の増加																			
	②	小・中・高等学校を通したキャリア教育の推進	定性的目標																			
<b>経過</b>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>現状(策定期・R2)</th><th>現状(R3)</th><th>現状(R4)</th><th>現状(R5)</th><th>現状(R6)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>16.3% (R1)</td><td>12.8%</td><td>令和5年4月に調査実施予定</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>②</td><td>キャリア・パスポートの有効活用</td><td>キャリア・パスポートの有効活用</td><td>キャリア・パスポートの有効活用</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>					No.	現状(策定期・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)	①	16.3% (R1)	12.8%	令和5年4月に調査実施予定	-	-	②	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用	-	-
No.	現状(策定期・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)																	
①	16.3% (R1)	12.8%	令和5年4月に調査実施予定	-	-																	
②	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用	-	-																	
現状と課題	<p>進学・就職に関わらず、インターンシップに参加することで、コミュニケーション能力を高め、職業に対する理解を深めることができることから、各企業への協力依頼を継続する必要がある。</p> <p>キャリア教育は小・中学校、高等学校と連続で考えるべきものであり、継続的・系統的に取り組むことが重要であることから、引き続き「キャリア・パスポート」の活用に取り組む必要がある。</p>																					
令和4年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値																		
	①	県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップを充実させる。	インターンシップ参加生徒の割合の増加 20%	令和5年4月に調査実施予定																		
	②	「キャリア教育の手引」や「キャリア・パスポート」により、各校種が連携した、系統的・組織的なキャリア教育を推進する。	キャリア・パスポート事例等を活用した研修講座の実施	1回 212人受講																		
	②	特別支援学校にキャリア教育コーディネーターを配置し、キャリア教育の充実と職場実習先の拡大を図る。	職業教育の充実を目指す特別支援学校（高等養護学校）の就職率 85%以上	未集計																		
	②	キャリアサポートセンターにおいて、キャリア教育支援員の配置による就職希望者のサポートを行う。	キャリア教育支援員による高等学校支援 年間延べ 80回以上	70回																		
成果と今後の展開	①	高校生の主体的な進路選択が実現するために、高校生合同企業説明会（高校2年生対象）を実施し、勤労観・職業観を養うとともに、効果的な就労支援を実施する。	企業参加数 60社以上、高校生参加数 400人以上	参加企業 65社 参加生徒 138人																		
	<p>今後も、大学等と連携したアカデミックインターンシップを含め、生徒のインターンシップの参加について推進を図る。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、キャリア教育支援員等による学校訪問・企業訪問等を行うとともに、高校生合同企業説明会の対面での実施や、スタートアップマインドを醸成するセミナーの開催など、諸事業を行った。今後も、キャリア教育に関する取組の充実を図る。</p>																					

## 3

## 働く意欲と働く力をはぐくむ

## (2) 社会に役立つ実学教育の推進

実現目標	取組内容・目標・目標値						
	No.	取組内容		目標・目標値			
	①	デュアルシステム、インターンシップの実施		インターンシップ参加生徒の割合の増加			
	②	専門教育の教育内容及び設備の充実		定性的目標			
現状と課題	経過	No.	現状(策定期R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
	①	16.3% (R1)	12.8%	令和5年4月に調査実施予定	-	-	
	②	専門高校3校に技術革新に対応した機器の整備	専門高校6校においてデジタル化に対応した産業教育装置の整備	前年度整備した装置を活用した学習を実施 専門高校5校へ機器の整備	-	-	
	③	次世代技術者の育成促進に係る連携と協力に関する協定を締結している企業2社	同2社	同2社	-	-	
令和4年度の取組	No.は実現目標のNo.と対応	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値			
	①	県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップを充実させる。(再掲)	インターンシップ参加生徒の割合の増加 20%	令和5年4月に調査実施予定			
	②	専門高校において設備を整備する。	産業教育装置の整備	5校に機器を整備			
	③	専門高校において協定を締結している地域企業が作成したデジタル教材を活用する。	デジタル教材 e-learning 受講率の増加 15%	20.2%			
成果と今後の展開		<p>産業教育に関わる学校、5校へ8品目の機器の整備を行った。今後、更に機器の導入や更新を行うことで、先端技術を身に付け、社会で活躍できる職業人材を多く育てていく。</p> <p>企業が作成したデジタル教材の e-learning を活用することで、生徒は企業で実際に行われている研修内容を、自分のペースで学習することできた。今後は、更に多くの生徒が活用できるよう、e-learning を事前学習に取り入れるなど授業での活用について検討が必要である。</p>					

## 4

## 地域と協働して活躍する人を育てる

## (1) 地域との連携・協働推進

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	
	①	地域学校協働活動の充実	定性的目標	
	②	県立学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進	全校で設置	
経過				
	No.	現状（策定時R2）	現状（R3）	現状（R4）
	①	地域学校協働本部整備率 67.7%	地域学校協働本部整備率 68.6%	地域学校協働本部整備率 71.0%
現状と課題	③	導入率 22.7%	導入率 33.3%	導入率 85.4%
	<p>地域学校協働活動の充実に向けた、幅広い地域住民や団体等の参画により形成されたネットワークである地域学校協働本部の整備率は71.0%であり、令和3年度から2.4ポイント上昇した。今後も地域学校協働活動の充実を図るため、地域学校協働本部を設置することの有用性について、未設置の市町村や学校等に、より丁寧な説明を行う必要がある。</p> <p>県立学校のコミュニティ・スクールの導入率は85.4%であり、令和3年度から52.1ポイント上昇した。なお、県内全公立学校のコミュニティ・スクールの導入率は37.5%であり、全国平均を若干下回る数値となっている。平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、コミュニティ・スクールの設置が努力義務化されたが、全ての公立学校において設置することを目指し、更なる積極的な支援を行う必要がある。</p>			
令和4年度 の取組  No.は実現 目標のNo. と対応	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値
	①	市町村担当者会議や訪問等において、地域学校協働活動推進員等の重要性を周知するとともに、推進員等の理解や資質向上を目的とした連絡会の開催により、地域学校協働活動を推進する体制の一層の充実を図る。	地域学校協働本部整備率の増加(前年度比)	71.0%
成果と今後 の展開	②	県立学校に学校運営協議会を設置する。	導入率 80%	導入率 85.4%
	<p>地域学校協働活動推進員等連絡会を2回開催し、参加者にとって、学校と地域の「協働」に対する理解が深まると共に、情報交換によって視野が広がり、活動に対する意欲が高まる機会となった。引き続き、地域人材による地域学校協働活動推進員等の配置が地域学校協働活動の推進に向けて重要なことを、市町村担当者会議や訪問において周知していく。</p> <p>各県立学校への訪問を通じて学校運営協議会の設置に向けた支援を行い、令和4年度8月1日現在、一部適正化対象校を除き、すべての県立学校に設置が完了した。今後、新設校における設置について一層の連携を図りながら準備を進めていく。</p>			

## 4

## 地域と協働して活躍する人を育てる

## (2) 地域社会に貢献する人材の育成

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値		
	①	「郷土学習の手引」の活用	活用件数の増加		
	②	郷土の伝統、文化、自然等に関する学習「奈良 TIME」の充実	各校の実践事例をまとめた冊子の作成		
	③	主権者教育の推進	地域社会との連携及び協働及び外部人材の活用		
経過					
現状と課題	No.	現状(策定時・R 2)	現状(R 3)	現状(R 4)	現状(R 5)
	①	—	追加事例の作成・周知	事例の周知	—
	②	「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	—
	③	—	選挙管理委員会等との連携	選挙管理委員会等との連携	—
令和4年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.	取組内容	R 4目標・目標値	R 4現状値	
	①	全小・中学校等に配布した「郷土学習の手引」の活用を促す。	追加事例集を全小・中学校等に配布 活用件数の増加	事例の周知	
	②	「奈良 TIME」の取組を充実し、その成果の発信を行う。	追加事例集を全県立高等学校に配布 学習研究発表会の開催1回	追加事例集を全県立高等学校に配布 学習研究発表会の開催1回	
成果と今後の展開	③	I C T を活用した主権者教育について研究を行い、その成果として実践事例集を作成する。	実践事例集を全県立学校に配布	事例集の作成・配布	
	教育課程研究集会において、小学校の教員及び中学校の社会科教員に「郷土学習の手引」を活用する学習指導について周知した。今後も事例を増やし、小・中学校での積極的な活用を促す。 高等学校では、「奈良 TIME」の追加事例集を作成し、全県立高等学校に配布、成果の発信を行った。令和4年度は、総合的な探究の時間の発表のよりよい在り方を研究会とともに検討し、オンラインを活用して生徒の発表数を増やす方向性を定めることができた。さらに「奈良 TIME」の取組の一層の充実を図る。 令和4年度から新科目「公共」の授業が始まったことに伴い、オンラインによる教員向けの研修を実施し、同科目「公共」の指導事項を確認するとともに主権者教育の実践的な取組について事例の検討を行った。また、成年年齢が18歳に引き下げられたことも踏まえ、外部人材やI C T機器を活用した実践的な指導を推進し、生徒が主体的に社会と関わることができるよう、引き続き主権者教育の更なる充実を図っていく。				

## 4

## 地域と協働して活躍する人を育てる

## (3) グローバル人材の育成

実現目標	取組内容		目標・目標値		
	① グローバルマインドの育成や、外国語教育の推進			定性的目標	
	② 海外留学や国際交流を促進するための機会の提供			定性的目標	
	③ 県立国際中学校の設置			令和5年度開校	
経過					
実現目標	No.	現状(策定期・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)
	①	高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施(R1)	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施	-
	②	海外留学フェアを開催(R1)	海外留学フェアを開催	海外留学フェアを開催	-
	③	-	開校準備委員会の実施 学校説明会の実施	開校準備委員会2回実施 学校説明会及び授業体験会各1回ずつ実施	-
現状と課題	<p>グローバル化時代においては、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けたグローバル人材の育成が求められていることから、外国語で積極的にコミュニケーションを図ることができる資質・能力の育成に向けた英語教育の更なる改善が必要である。このため、英語授業においては、特に、生徒の英語による言語活動時間の割合を更に高める必要がある。</p> <p>また、生徒がグローバル社会へ視野を広げる契機となるセミナーやフェアを実施し、中高生10名が参加した。</p> <p>県立国際中学校の令和5年度開校に向けて、学校説明会及び授業体験会を開催し、これまでに検討した教育内容を広く公表した。</p>				
令和4年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値	
令和4年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	①	英語指導力向上研修の実施 英語教育の推進を目的に、県内の各学校における外国語・英語担当教員の指導力向上のための研修を実施する。	英語教育実施状況調査 授業における、生徒の英語による言語活動時間の割合 中学校 100% 高等学校 75%	中学校 61.9% 高等学校 63.8%	
	① ②	海外の大学に進学した学生等を招聘した高校生対象のセミナー及び海外留学フェアを開催する。	セミナー参加者の満足度 90%以上	90%	
	③	県立国際中学校の令和5年度開校に向けて、教育内容等を検討する。	開校準備委員会の実施	2回実施	

成果と今後 の展開	<p>令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、授業中の言語活動が制限されたため、生徒による言語活動の時間の割合が減少した。制限は緩和されつつあるので、今後、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の水準まで言語活動の割合が回復するよう、取組を進めていく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症関係の渡航制限等の緩和に伴い、卒業後に海外大学への進学を目指したり、高校在学中に海外留学を行ったりする生徒の数の回復が見込まれる。海外大学進学セミナー及び海外留学フェアの開催により、生徒、保護者及び教員等に適切な情報を提供していきたい。</p> <p>県立国際中学校について、国際バカロレア認定に向けて学校を支援していく。</p>
--------------	--

## 4

## 地域と協働して活躍する人を育てる

## (4) 社会教育の推進

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値			
	①	社会教育関係者の資質向上及びネットワークの構築を図るための研修の実施	受講修了者数の増加			
	経過					
	No.	現状(策定時R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
	①	13人	15人	15人	-	-
現状と課題	<p>社会教育関係者の資質向上とネットワークの構築を図るため、各市町村の社会教育担当職員や社会教育を推進する者を対象として、「社会教育実践講座」を開催した。</p> <p>令和4年度は全4回実施し15名の参加があった。1名の異動があり、受講修了者数は昨年度と同数になったが、今年度は行政職員のみならず、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）や学校事務職員、社会教育委員などの受講があり、さまざまな教育関係者のつながりを広げることができた。</p> <p>今後、全ての市町村の社会教育関係者におけるネットワークの構築が図れるよう、未参加の市町村への働きかけを強める必要がある。</p>					
令和4年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値		
	①	社会教育関係者の資質向上を図るための研修を実施する。	受講修了証発行数の増加 (前年度比)	15人		
成果と今後の展開	<p>社会教育実践講座の実施後のアンケートでは、受講者の満足度が100%であった。今年度はICTを用いて事業内容を配信する講座内容を取り入れ、各市町村での研修方法が広がった。</p> <p>今後は、より多くの市町村において、地域の人材育成につながる研修を実施できるよう支援するとともに、適宜市町村を訪問し、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの方途等について丁寧に説明を行っていく。</p>					

## 5

## 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

## (1) 学校教育における人権教育の推進

実現目標	No.	取組内容		目標・目標値	
	①	新しい「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の推進		定性的目標	
	②	教職員、特に初任者等への研修の機会の充実		研修参加者の満足度 90%以上	
	③	人権教育学習資料の活用促進、新たな教材等の作成		人権教育学習資料の活用率の増加	
<b>経過</b>					
	No.	現状(策定期R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)
	①	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校 65.5%	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校 73.8%	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校 77.6%	-
	②	97.0% (R1)	97.0%	97.0%	-
	③	71.2%	69.3%	80.0% (調査方法を変更)	-
現状と課題	<p>各学校における人権教育推進計画及び年間指導計画に県の「人権教育の推進についての基本方針」(以下、「基本方針」)や新しい「人権教育推進プラン」(以下、「推進プラン」)との関係を定めている学校の割合は、令和3年度から3.8ポイント上昇しており、平成31年3月に「推進プラン」が策定されて以降増加傾向にある。各種教職員研修における参加者の満足度は97.0%と、目標を大きく上回った。</p> <p>人権に関する課題は多様化・複雑化しており、これらに対応できる資質や能力を身に付けた人材の育成が急務となっていることを踏まえ、人権が尊重される社会づくりに向け具体的に行動できる児童生徒を育成するため、教育活動全体を通じて人権教育を推進することが大切であり、そのために教職員の資質能力の向上を図ることが必要である。</p>				
令和4年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.	取組内容		R4目標・目標値	R4現状値
	①	'人権教育についての基本方針'に則り、新しい「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての指導助言のための指導主事派遣を行う。		学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数50回以上	学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数 49回
	②	キャリアステージに応じた研修や今日的な人権課題に即した研修を実施する。		研修参加者の満足度 90%以上	研修参加者の満足度 97.0%
	②	部落問題学習の指導者用資料を活用した研修を実施する。		研修へ参加する学校の割合 90%以上	研修へ参加した学校の割合 65.6%
	② ③	部落問題学習の具体的な指導法や展開例を掲載した資料を作成し、県内の全中学校及び高等学校に配布する。		県内全中学校及び高等学校への資料配布	県内全中学校及び高等学校への資料配布
	③	各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用促進を図る。		「なかまとともに」活用率 75%以上	80.0% (調査方法を変更)

成果と今後の展開	<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大以降、学校等への指導主事派遣数はコロナ禍前に比べると少なくなっているが、ライフステージに応じた各種研修を通じて「基本方針」に則り「推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての理解を深める内容の講義等を実施した。また、指導助言等において『なかもともに』に掲載されている教材の紹介や、教材に即したワークシートの提供等を行った。「基本方針」に則り「推進プラン」に沿った人権教育を今後さらに推進するために、「推進プラン」に即した指導助言を行うための指導主事派遣をはじめ、各種研修講座における「推進プラン」の説明に取り組む。あわせて、『なかもともに』の活用が進むよう、教材の紹介はもとより、展開例やワークシート等を積極的に提示する。</p> <p>令和4年度は、おもに小学校教職員を対象とした部落問題学習に関する指導資料集を作成・配布するとともに、指導資料集の活用についての教職員研修を3回実施した。学校における部落問題学習のさらなる充実・発展を図るために、中学校・高等学校教職員対象の指導資料集を作成し、令和5年度は、活用についての研修を実施するとともに、校内研修等で活用できるコンテンツの編集にも取り組む。</p>
----------	--

## 5

## 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

## (2) いじめ・不登校等への対策

実現目標	No.	取組内容		目標・目標値					
	①	「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底		定性的目標					
経過	②	「いじめ防止強化月間」の取組推進		定性的目標					
	③	不登校児童生徒に対する学習の支援		定性的目標					
<b>現状と課題</b>									
現状と課題	<p>平成25年のいじめ防止対策推進法成立以降、いじめの積極的認知と組織的対応の推進に努めてきたが、令和3年3月に改定された「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組等、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に強化・推進する必要がある。</p> <p>また、不登校児童生徒の支援に関しては、教育機会確保法に基づく児童生徒の社会的自立を目指した教育、児童生徒一人一人の個別最適な学び等を実現するため、これまでの心理的支援や福祉的支援に加え、学習支援に力を入れる必要がある。</p>								
令和4年度 の取組	No.	取組内容	R 4目標・目標値	R 4現状値					
	①	「奈良県いじめ防止基本方針」の趣旨を徹底する。	県立学校における「学校いじめ防止基本方針」の見直し	県立学校における「学校いじめ防止基本方針」の改定					
No.は実現 目標のNo. と対応	① ②	県教育委員会主催の各種研修講座及び各校の校内研修等において、「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組を周知し、教職員の資質向上を図る。	県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修を実施	県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修会を実施					
	① ②	いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの積極的認知に取り組む。	1,000人あたりの認知件数全国平均以上 解消率80%以上	1,000人あたりの認知件数全国平均以上 R 3解消率 県83.2% (全国80.1%)					
	③	不登校児童生徒に対して、オンライン等を活用した学習支援に係る教材を開発する。	開発した教材を活用した学習プログラムの作成及び実施	4教科89本の教材を作成し9人に実施					

成果と今後の展開	<p>「奈良県いじめ防止基本方針」の改定に伴い、県立学校において「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、令和4年度末現在、全ての県立学校で方針の改定を終えたところである。保護者や地域住民が容易に方針を共有できるよう、「学校いじめ防止基本方針」を各県立学校Webサイトに掲載するなど、全ての県立学校でいじめ防止等のための対策の推進に取り組んでいく。</p> <p>また、12月を「いじめ防止強化月間」と定め、県内全公立学校校長等を対象としたいじめ防止対策に係る研修会を実施するなど、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応への取組を徹底するとともに、年度内のいじめ解消に向けて対策を強化することができた。引き続き、いじめの積極的な認知及びいじめ解消に向け各学校の実態に応じた取組の充実を図っていく。</p> <p>さらに、オンライン等を活用した学習支援については、4教科89本の教材を作成し、学習に不安を抱える不登校児童生徒へ支援を行うことができた。今後、体系的に系統的な学びになるよう、これらの教材を活用し、より多くの児童生徒の個に応じた支援につなげていく。</p>
----------	---

## 5

## 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

## (3) 特別支援教育の推進

実現目標	取組内容		目標・目標値		
	No.	取組内容			
	①	障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習の充実	子どもの実態に応じた交流及び共同学習の計画的な実施		
	②	個別の教育支援計画や個別の指導計画の実効性のある活用	作成率の増加		
経過					
実現目標	No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)
	①	市町村教育委員会等に交流及び共同学習の事例等について周知	主体的に取り組める交流及び共同学習に向けた事前学習の実施	相互理解を深めるための交流及び共同学習の実施	-
	②	個別の教育支援計画作成率70.5% 個別の指導計画作成率81.4%	個別の教育支援計画作成率85.4% 個別の指導計画作成率87.5%	個別の教育支援計画作成率95.0% 個別の指導計画作成率95.8%	-
現状と課題	③	研修を実施した小・中学校の割合75.5%	研修を実施した小・中学校の割合80.5% ※未集計	研修を実施した小・中・高等学校の割合	-
	※ ②は通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒（通級による指導を受ける児童生徒を除く）の作成率				
現状と課題	<p>子どもの実態に応じた交流及び共同学習が計画的に実施されるよう、「奈良県の特別支援学校と小学校・中学校・高等学校との『交流及び共同学習』実践事例集」を提示し、市町村教育委員会特別支援教育担当者を対象とした協議会や教員を対象とした研修会等で交流及び共同学習の意義等を伝えている。各校において、年間を通じて計画的に交流及び共同学習の機会を設け、相互理解を深めることができるよう活動内容の充実が図られている。</p> <p>通級による指導を受けている児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒への個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が義務付けられたが、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用が求められている。作成率は年々上昇しており、個別の教育支援計画の作成率は令和3年度から9.6ポイント、個別の指導計画の作成率は令和3年度から8.3ポイント上昇した。</p> <p>小・中学校だけでなく、高等学校においても特別な支援を必要としている生徒が在籍しており、小・中・高等学校の全ての教員の特別支援教育に関する知識や理解を深めるため、研修を実施することが重要である。また、センター校の役割を担う特別支援学校においてもその機能を強化するため、さらに研修等の充実を図ることが必要である。</p>				

No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値
令和4年度 の取組  No.は実現 目標のNo. と対応	① 児童生徒同士が相互理解し、互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるよう、事前事後学習を含む全活動において、使用する教材等を工夫し、ねらいが達成できるような活動内容の充実を図る。	児童生徒同士の相互理解を深めることをねらいとした活動内容の充実	相互理解を深めるための交流及び共同学習の実施
	② 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用に努める。	通常の学級に在籍し個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成している児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）の割合の増加	個別の教育支援計画作成率 85.4%→95.0% (R3) (R4)
	③ 特別支援教育に関わる知識や理解を深めるため、学校等支援で行う職員研修会等、各校の実情に応じた研修を実施する。	特別支援教育に関する研修を実施した学校の割合（小・中・高等学校）の増加	個別の指導計画作成率 87.5%→95.8% (R3) (R4)
研修を実施した 小・中・高等学校 の割合 76.2%→※未集計 (R3) (R4)			
成果と今後 の展開	<p>交流及び共同学習の実施にあたり、特別支援学校教員が小・中学校等に出向いて、児童生徒を対象に、障害特性の理解を深めるための事前事後学習を行うなどし、交流及び共同学習を行うことができた。また、例えば、互いの学校を交えたチームを作つて相談しながら進めていくような活動を取り入れるなどし、相互理解を深めることができるよう活動内容を工夫することができた。今後も計画的に交流及び共同学習の機会を設け、さらに、児童生徒同士が相互理解して互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるよう、交流及び共同学習を継続して実施したり、多くの小・中学校と実施したりするなどして、活動内容の充実を図っていく。</p> <p>障害のあるすべての児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援が必要であるため、市町村教育委員会を対象にした協議会や教職員を対象とした研修会等において、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用について周知を行った。さらに、必要に応じて個別の実態に応じた課題の設定や具体的な記入の仕方を伝えたり、関係機関等との連携における活用例を伝えたりするなどしてサポートしている。今後も個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用に向けた取組を更に進めていく。</p> <p>特別支援教育に関わる知識や理解を深めることができるように、学校等支援で行う職員研修会等において、各校の実情に応じた研修を実施してきた。さらに、小・中・高等学校の全ての教員が特別支援教育に関わる知識や理解を深めることができるように研修を充実させていく。</p>		

## 5

## 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

## (4) 多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応）

実現目標	取組内容		目標・目標値			
	No.					
	①	一人一人に応じた日本語指導の実施		定性的目標		
	②	多文化共生教育、日本語指導に関する研修講座の充実		満足度 90%以上		
経過						
No.	現状(策定期・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)	
現状と課題	①	教職員対象の研修 年2回開催	年2回	年2回	—	—
	②	98.4%	97.5%	97.9%	—	—
現状と課題	一人一人の日本語の習得の実態に応じた日本語指導に係る教職員研修を2回実施した。また、多文化共生の考え方に基づく教育や、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の実情に即した日本語指導の在り方に関する研修講座における参加者の満足度は97.9%であり、令和3年度をわずかに上回った。今後、一層加速するグローバル化の流れを鑑みると、全ての学校で外国人に対する偏見や差別意識を解消するとともに、違いを豊かさとして捉え、多様な文化を理解し尊重する価値・態度を育成する必要がある。					
令和4年度 の取組 No.は実現 目標のNo. と対応	No.	取組内容		R4目標・目標値	R4現状値	
	①	自主夜間中学を含む地域日本語教室の人材不足を解消し、受入拡充を図るため、専門知識を有する講師を派遣する。		派遣時間数 200時間以上	派遣時間数 210時間	
	① ②	教職員及び社会教育関係者を対象に、多文化共生教育や日本語指導の在り方等をテーマとした、外国人児童生徒等の教育に関する研修を実施する。		研修参加者の満足度 90%以上	研修参加者の満足度 98.0%	
	① ②	各学校及び地域日本語教室等において、個に応じた日本語指導ができる日本語指導者・ボランティア等を育成する研修を実施する。		研修参加者 のべ150人以上	研修参加者 のべ119人	
	②	各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料「なかまとともに」の活用促進を図る。(再掲)		「なかまとともに」 活用率75%以上	80.0% (調査方法見直し)	
成果と今後 の展開	地域日本語教室における人材不足を解消するとともに、日本語学習を希望する外国人の受け入れ人数の増員を図るため、既存の日本語教室及び自主夜間中学に専門知識を有する講師(日本語教師)をのべ210時間派遣した。今後、外国人の入国制限緩和等により、奈良県においても外国人数が増加することを想定し、既存の日本語教室に対する専門知識を有する講師(日本語教師)の派遣についてより広く周知し、派遣時間数の増加のみならず、日本語教室の質の向上を図り、日本語教室の生徒の日本語学習機会を確保する。 日本語指導者(ボランティア含む)の指導力の向上、ひいては地域日本語教室の質の向上を図るために、指導者育成研修を5回実施、参加者はのべ119人であった。受講対象者を行政職員や教職員にも拡大したことで、令和3年度より受講者が増加した。今後も、日本語学習支援者に望まれる資質・能力を身に付けることを目的とした内容のみならず、学習者の理解や多文化共生等の内容も加味した研修を構築していく。あわせて『なかまとともに』を活用し、多文化共生教育の更なる充実を図る。					

### III 関連資料

- ◇ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ----- 39
- ◇ 奈良県教育委員会点検・評価実施要領 ----- 40
- ◇ 教育評価支援委員会設置要綱 ----- 41

### III 関連資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

抜 粋

#### （事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること
- (5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- (6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

#### （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成27年4月1日改正法施行）

## 奈良県教育委員会点検・評価実施要領

### (目的)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的とする。

### (点検・評価の対象)

第2 次に掲げる項目について、点検・評価を実施する年度の前年度の実績に基づき、点検・評価を行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業
- (3) 県教育委員会が定める時の課題項目

### (推進体制)

第3 点検・評価の円滑な実施を図るため、教育長、教育次長、教育研究所長、事務局各課（室）長により内部評価委員会を設置する。

2 作業部会として事務局各課（室）及び教育研究所の課（室）長補佐級職員により内部評価ワーキンググループを組織し、点検・評価全般に係る事務を行う。

### (点検・評価の主体)

第4 県教育委員会が点検・評価を実施する。

2 第2に掲げる項目に係る資料の作成は、以下のとおり行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況については、企画管理室で素案を作成する。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業の評価については、施策・事業体系に従って、それぞれを担当する課（室）及び教育研究所が施策評価シートを作成し、内部評価ワーキンググループにおいて総括する。
- (3) 時の課題項目については必要に応じテーマを設定し、学ぶ力はぐくみ課がテーマに関係する課（室）及び教育研究所と連携を図りながら点検・評価を行う。

### (点検・評価の手法)

第5 点検・評価は、以下のとおり対象に応じた手法により行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況については、教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検する。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業については、全国比較・経年分析等が可能なデータを収集し、現状分析を行うとともに課題を整理し今後取り組む施策の方向性を明らかにする。
- (3) 時の課題項目については、必要に応じ点検・評価の資料となる情報・データ等を収集し、客観的事実に基づいて施策の現況や効果を評価する。

### (第三者からの意見聴取)

第6 点検・評価の客観性・公平性を高めるため、学識経験者等により組織する「教育評価支援委員会」を設置し、点検・評価の方法や結果について意見を聴取する。

### (点検・評価の報告)

第7 点検・評価報告書を作成し、県議会に提出する。

### (点検・評価の公表)

第8 点検・評価報告書を県議会へ提出し報告受理の議決を得た後、県教育委員会のホームページに掲載する。

### (その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成20年6月9日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 教育評価支援委員会設置要綱

### (設置)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価するにあたり、点検・評価の客観性・公平性を高めるため、点検・評価の方法や結果について意見を聴取することを目的として、教育評価支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 支援委員会は、次のことについて協議し、県教育委員会に意見の具申を行う。

- (1) 点検・評価方法の改善・充実に関すること
- (2) 点検・評価結果に関すること

### (組織)

第3 支援委員会は、7名以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者及び保護者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第4 委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総理し、支援委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6 支援委員会の会議は、県教育委員会が招集し、委員長が進行する。

2 委員長は、必要があると認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 支援委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

### (庶務)

第7 支援委員会の庶務は、教育委員会事務局学ぶ力はぐくみ課において処理する。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。